

## I くらしと職場の変化

### 1、情勢の変化

#### (1) 震災から6か月经過

東日本大震災から6か月を経過しましたが、いまだに多くの被災者が明日のくらしの見通しが立たないままで、日々を過ごしています。当初、8月中旬にはすべての被災者が避難所から仮設住宅へ入居が可能とされていましたが、いまだに多くの方が避難所ぐらしを余儀なくされており、「復興」とはほど遠い状況にある被災地も多く残されています。

日々のくらしの不安とともに、仕事や雇用への不安も解消されていません。多額の内部留保を持つ大企業が、被災地からの撤退などによる解雇や事業所の移転を行うなど、企業の社会的責任を果たそうとしていません。壊滅的な被害をこうむった地場産業は、個々の経営者の努力だけでは再生は不可能な状態にあります。農林水産業は関係者の懸命の努力が続く一方で、大企業の進出や国の「構造改革」といった路線に組み込まれる危険性も増しています。

#### (2) 「生存権」にもとづくくらしと仕事の再生を

被災地では、住宅や医療、交通や通信といったライフラインの復旧がいまだに進んでいないところも多く、1日も早い対策が求められています。同時に、被災地域は日本でも有数の農漁村地域でもあり、地震と津波、原発事故による影響が地域社会や経済に深刻な影響を与えています。農地や農業施設、漁港・漁船・漁具等への被害、農漁業を主体とした加工産業への被害は甚大なものがあり、被災者は仕事や働く場を奪われたままになっています。

政府の「復興」対策は、財界が求めてきた「構造改革」「TPP参加」と結びつく意図が見え隠れしています。また財界の後押しを受けた宮城県知事などは、地域住民・関係者の意見や要望を拒否するなど、住民が主人公であるはずの地方自治の原則にさえ反した行動をとり続けていることは許されるものではありません。

#### (3) 原発ゼロを求める世論の広がり

原発をなくせという世論の広がり、国を「脱原発」の方向に向かせるほどの勢いとなっています。大企業・電力会社と国の癒着が明らかになる中で、「原発安全神話」にもとづく原発政策のずさんさがいつそう明らかになっています。

一方で、福島第一原発の事故収束のめどはいまだに立っておらず、住民はもとより、農畜産物への被害補償も見通しが立たないままです。1日も早い収束とともに、農畜産物への汚染被害、風評被害に対してきちんと補償するよう求めます。

#### (4) 発足した野田内閣

民主党内部の政権争いの末、野田新内閣が発足しました。内閣発足後9日で閣僚の一人が無責任な発言で早くも辞任に追い込まれる事態となっています。

野田首相は、これまでも「戦犯」問題で国際的にも非難を浴び、TPP参加を積極的に推進してきた人物であり、財界との結び付きも極めて近いことから、今後の動向に注意が必要です。

## 2、TPP参加、農業をめぐる情勢の変化

### (1) TPP参加反対の取り組みに共同の輪が大きく広がっている

大震災以後、TPP参加反対の取り組みが大きく前進しているとは言えない状況が続いていましたが、震災を口実とした参加の動きや、アメリカとの外交上の日程など、TPPをめぐる動きが活発化しています。8月末現在、政府はTPPへの参加スケジュールを明確にしていますが、今後の私たちの運動次第では、情勢が大きく変わることもあります。

全国食健連などを中心に開催された(8月27日)「TPPはいらない! 8.27緊急集会」には、全国から1,300人が参加、こうした労働組合がらみの集会としては初めて全中が出席、激励のあいさつを受けました。

TPP参加に反対する共同が大きくなる一方で、私たち農協労働者の中に、TPP問題や農産物の輸入自由化など、日本農業を守る課題に対しての取り組みが弱いことも指摘されなくてはなりません。農協労働者の多くが、農協労働組合員の多くが、この時点までTPP問題の学習をしていません。参加によって日本農業と地域経済が大打撃を受けることが予想されるときに、TPPの正確な理解と反対運動を大きくするためにも、すべての農協労働者・労働組合員が学習を進め、反対運動に参加することが必要です。

### (2) 農業に「構造改革」路線を持ちこませない

米(コメ)の先物取引が試験的に導入されました。主食である米を投機(金儲け)の対象として扱うことには強く反対します。米の先物取引の主役は農家や米業者ではなく、投機家のマネーゲームによって、米価が左右されることとなります。ただでさえ不安定な米価は、投機の対象となることでいっそう不安定になることは避けられません。価格の不安定化によって、農家や中小の米業者の経営は成り立たず、消費者は安全・安心が置き去りにされる心配がさらに増します。

TPP参加による米価の高騰が予想され、アジアの飢餓人口が2.7億人増加するとの研究者の意見もあります。投機マネーによる穀物の値上がりは、途上国の飢餓をますます深刻なものにしています。世界の飢餓人口9億人(世界人口の7人に1人)は、投機マネーによる穀物市場の高騰の影響を直ちに受ける国の人たちです。何でも金儲けの道具にしてしまう「構造改革」路線を、人間の命の源である農業生産、とりわけ主食である米に持ちこませないよう、しっかりした運動が必要です。

震災を口実として、企業の農業参入、農家の選別化を進める動きに対して、農家・地域住民との共同をしっかり進めながら、地域の基盤としての農林水産業の再生と発展をめざす取り組みが必要で

### 3、労働者の状態

#### (1) 労働者が経営悪化の犠牲になっている

農協や農に関連する団体・会社の経営の悪化は、働くなかまの雇用や労働条件に大きな影響を及ぼしています。農家組合員の農協離れの原因を明らかにし、根本的な対策を講じることが不可欠であるにもかかわらず、決算上の数字の調整に追われ、手っ取り早い方法として、人件費抑制という手段に頼ってしまっています。解雇や賃金引き下げという極端な手段に訴えないまでも、残業代の未払いや労働者への出資の強制など、違法もしくはそれに近い経営が横行しています。

農協事業のあり方への疑問は、農協労働者の多くが感じているところですが、仕事への責任感とともに、「ノルマ」達成の強要などによって、多くの職場で改善の取り組みに至っていないのが現状です。「もうけ」優先の経営に対して、労働組合がきちんと「モノ」をいうことができなければ、労働者の間に「あきらめ」感が広がってしまいます。

#### (2) 学習不足が情勢を正確にとらえられなくしている

T P P参加が農業や農協、国民生活に大きな影響を及ぼすことへの「危機感」が、農協労働者に不足しているのでは、との指摘があります。労働組合執行部の中でも、T P P問題の学習をしたことがないというなかまがいまだに多く、明らかに学習不足が情勢を正確にとらえなくしていることの原因になっています。

T P P問題に限らず、現在運動上の課題としてあげられている震災・原発問題や、くらしや平和に関する情勢の変化をきちんと理解することが必要です。職場やくらしの困難さを、私たちが置かれている状態を正確にとらえるところから解決の道を求めることが大切です。

## II 産別統一要求と要求例

### 1、産別統一要求（第101回定期大会で決定）

#### (1) 長時間労働をなくし、労働時間の短縮をめざす要求

- ① 労働時間を適正に把握し、時間外・休日労働の割増賃金を適正に支払うこと。
- ② 「管理監督者」の要件を十分に考慮し、割増賃金不払いの口実としないこと。
- ③ 「36協定」の1ヶ月の上限時間を35時間以内とすること。
- ④ 長時間労働の原因となっている人員不足を考慮し、人員増をはかること。
- ⑤ 年次有給休暇を消化できるよう人員配置を考慮するなど体制を整備すること。

#### (2) 健康で働きがいがある職場を実現する要求

- ① 安全衛生委員会の確立と機能の発揮で、メンタルヘルス対策に取り組むこと。
- ② 職場からパワーハラスメント、セクシャルハラスメントをなくすため、原因の明確化と職場研修の強化などの予防策をとること。

(3) 雇用・身分を保障する要求

- ① 雇用調整や人件費抑制の手段として、臨時・パート労働者の雇いどめは行わないこと。
- ② 人権を無視した退職勧奨は絶対に行わないこと。

(4) 労働組合の権利を確立し、「労使対等」を確立する要求

- ① すべての労働条件の決定においては、必ず労働組合との合意を得て行うこと。
- ② 労働組合の時間内活動を認めること。

(5) 日本農業を守り、地域経済を守る要求

- ① TPP参加反対の大運動をいっそう広げるため、農協が率先して地域の共同を呼びかけること。
- ② 東日本大震災被災地の農林水産業の再生にあたっては、被災地でこれらの産業に従事する人たちや、地域住民の意見を反映した復旧・復興策を講じるよう国に働きかけること。
- ③ 所得補償制度を充実させ、農家の意欲を喚起する価格保障制度を設けるよう国に働きかけること。
- ④ 労働組合がTPP反対の運動に取り組むことを時間内活動として認めること。

(6) 農協事業のあり方に関する要求

- ① 事業推進における「ノルマ」の追求は行わないこと。および「自爆」をしない事業推進のあり方を労使で協議すること。
- ② 農協事業が「協同組合らしい事業」として行われるよう、農家組合員や労働組合との協議にもとづく計画とすること。
- ③ 人減らし「合理化」をやめ、農家の声が反映できる人員配置・要員体制をとること。

(7) 食の安全・安心を求める要求

- ① 食の安全・安心を確保するための法整備および検査体制を充実するよう国に要求すること。
- ② 口蹄疫や鳥インフルエンザなどの防除、対策を強化するよう国に要求すること。

(8) くらしを守り社会保障の充実を求める要求

- ① 東日本大震災被災地の復興にあたっては、大企業に社会的責任を果たし、被災地のくらしと仕事の再生のための支援を行うよう求めること。また、「復興税」などの名目で新たな税負担を国民に求めないことを上部団体とともに国に要求すること。
- ② 大企業の優遇税制をやめ応分の負担を求めるとともに、消費税増税をやめ社会保障の充実をすることを国に要求すること。

## (9) エネルギー政策の見直しと安全・安心にさせるまちづくりに関する要求

- ① 根拠のない「安全神話」にもとづく原子力政策を見直し、国内のすべての電力を、再生可能な自然エネルギーを利用した発電に1日も早く切り替えるよう、具体的な計画を早急に立てるよう国に求めること。
- ② 東京電力に、福島第一原発事故を早急に収束するとともに、風評被害を含むすべての被害を補償するよう系統農協（JAグループ）として要求すること。また国の責任において、すべての被害者・被害団体の救済を保障するよう強く求めること。

## (10) 平和と民主主義を守るための要求

- ① 「核」のない日本、世界を実現するための運動に農協系統が積極的に取り組むこと。
- ② 米軍基地の日本国内へのたらいまわしはやめ、日本国内から撤去するよう運動すること。
- ③ 労働者の思想信条の自由を保障し、特定政党への指示の押し付けや選挙活動の強制は行わないこと。

## (11) 年末一時金に関する要求

- ① 年末一時金を〇〇ヶ月分支給すること。（要求基準は昨年要求を下回らないこととし、この間の削減分を取り戻す水準とする）
- ② 支給にあたっては「目標」達成度による査定などの格差支給はおこなわないこと。

## 2、要求の具体例

\*この「要求例」は、単組で要求づくりをする際の参考とし、単組・職場の実態を踏まえ、職場討議を行います。

### (1) 働くルールの確立に関する要求

- ① 時間外・休日労働（事業推進を含む）の割増賃金を、労基法に定められた基準（および労働協約）にもとづき厳正に支払い、賃金不払残業は根絶すること。
- ② 労基法で支払を義務づけられていない管理監督者（参事や部長など）を除いては、厳正に割増賃金を支払うこと。割増率を引き上げること。
- ③ 部署により、極端な長時間労働が常態化している実態を調査し改善していくとともに、こうした部署の時間外手当（割増賃金）を厳正に支給することはもちろん、人員を増やすことで長時間労働を解消すること。  
「36協定」を上回る長時間労働が続いている、〇〇課〇〇担当を〇名増員すること。
- ④ 労働基準監督署の是正指導・勧告については、誠実にこれを履行し、二度と労働基準法違反が繰り返されないよう、必要な措置を講じること。
- ⑤ 職場のメンタルヘルスについて調査を行い、結果を労働組合に公表すること。管理職などの、

メンタルヘルス対策研修を充実させること。

- ⑥ 定期健康診断項目にメンタルヘルスの検診項目を入れるなど、メンタルヘルス対策の充実をはかること。労働安全衛生法の順守および安全衛生委員会・産業医の設置・活用などについて労使間で協議し、対策を具体化すること。
- ⑦ 男・女の性別をもって一定の職掌（コース）等に分けることは、男女雇用機会均等法違反であり、性差別・賃金差別につながる運用を行なわないこと。
- ⑧ 子どもの検診・参観等の特別休暇制度を拡大・充実させること。
- ⑨ 裁量労働制の導入や拡大を行なわないこと。もし導入を計画する場合は、適用する部署・部門にその必要性・合理性があるのかを、労働組合と事前に協議し、同意を得た上で実施すること。
- ⑩ 3年未満の短期雇用契約を行なわないこと。もし短期雇用の必要性がある場合は、採用する部署・部門にその必要性・合理性を説明し、労働組合との事前協議をつくり同意をもとに実施すること。
- ⑪ 派遣労働者の導入・拡大を行なわないこと。もし導入する必要がある場合は、導入する部署・部門にその必要性・合理性を示し、労働組合と事前協議を尽くし同意を得た上で実施すること。
- ⑫ 不祥事等に対して、見せしめ的な処罰のみで責任を回避することをやめ、労使で十分協議をし、その原因を明らかにして再発防止策を講じること。
- ⑬ 正職員の計画的な採用や欠員のある部署を補充するなど、適正な人員を確保すること。
- ⑭ 長期「臨時職員」を正職員化すること。すぐに正職員化できない場合でもその計画を示すこと。臨時職員の労働条件を改善すること。
- ⑮ 改正「パート労働法」の趣旨を尊重し、パート労働者の処遇改善に取り組むこと。
- ⑯ 「雇用・身分に関する基本協定」（別途提案）を締結すること。
- ⑰ 遠距離通勤や転居をとまなう人事異動は、事前に労働組合と協議・合意した上で、本人の同意をもって行なうこと。
- ⑱ 合併・統合にとまなう現行労働条件の引き下げは行なわないこと。就業規則、労働協約の一方的変更は行なわないこと。
- ⑲ 節電対策等による労働時間の見直しにあたっては、幼児や要介護者を持つ労働者への配慮を十分に行うこと。
- ⑳ 労働時間等の変更にあたっては、労使で十分に協議し、一方的な変更は行わないこと。

## （2）農協事業の見直し・改善に関する要求

- ① 自治体とも連携して地域農業振興方策を確立し、地域の農業生産を拡大する施策を行なうこと。農家との結びつきを弱める画一的な支所・支店の廃止は行なわないこと。
- ② 農家組合員の営農とくらしを守るという本来の協同組合の役割を果たすためにも、「合併による経営建て直し」は行わないこと。
- ③ JAバンク基本方針の自己資本比率基準の8%を4%（早期是正基準）に見直すこと。2年連続赤字部門を抱える農協の扱いについて、総合農協の特性を奪いかねない危険性から見直しを図ること。以上のことを全中や農中など上部組織に要請すること。

- ④ 系統金融マニュアルの画一的運用をやめるよう、国、県、県中・全中に申し入れること。とくに、資産査定にあたっては、検査マニュアルの資産査定事務要領にある「形式区分」を改めさせ、農家の切り捨てにつながらないように関係機関に要請すること。
- ⑤ 推進のみに頼る事業展開をあらため、画一的な事業推進目標の設定を見直すこと。また、推進の個人ノルマの設定は行なわないこと。目標未達成者に対するノルマ追及、査定は行なわないこと。

### (3) 食の安全・安心、農業再建の要求

以下の事項について、農協（連合会）として組合員とともに運動をすすめ、あわせて国や全中、全農などに申し入れること。

- ① 国の責任で、食料自給率を（カロリーベースで）抜本的に向上させること。
- ② 農家の選別・切り捨てをやめ、がんばっている農家すべてを担い手として位置づけ、持続可能な農業をめざすこと。
- ③ 株式会社の農地取得に反対すること。
- ④ 公共事業中心の予算をあらため、米をはじめおもな農畜産物に対して、農業生産の拡大や農家の努力が報われるような価格保障や所得補償制度、価格安定制度の充実をはかること。
- ⑤ 食料の海外依存をあらため、過度な輸入にはセーフガードを発動すること。
- ⑥ 農畜産物の輸入や関税引き下げ、食品の安全基準の緩和を押し付けるWTO原則は、食料・農業分野からはずし、食糧主権を尊重したルールを確立すること。
- ⑦ 食の安全対策は、予防原則の考えにたって行なうこと。食品の表示は、原産国表示の徹底など消費者が安心できるようにすること。遺伝子組み換え食品はすべて表示するとともに、国内での作付けは行なわないこと。BSE対策の緩和は行なわず、アメリカ産牛肉の輸入にあたっては、全頭検査など日本と同等の安全対策を求めること。
- ⑧ 学校・保育園・病院給食の民間委託はやめ、食材は生産履歴のわかるものとする。地元の農畜産物の利用をすすめ、補助制度を充実すること。
- ⑨ 都市農業・中山間地農業、林業や漁業をはじめ、地域経済を守り発展させること。
- ⑩ 口蹄疫・鳥インフルエンザ等の被害にあった農家への救済措置を速やかに講じ、農家が安心して農業が続けられるよう対策をとるよう国に求めること。

### (4) 年末一時金に関する要求

- ① 年末一時金の支払いにあたって、時間外労働を前提とするような事業推進の達成度による考課は行わないこと。

<一時金に人事考課がすでに適用されている場合>

- ① 年末一時金の支払いにあたっては、査定結果による配分の状況を事前に開示し、配分について労働組合と協議すること。

### Ⅲ 2011年秋期年末闘争の課題と取り組み

#### 1、1年間の運動のスタート、日常活動を徹底することに重点をおいて

##### (1) 労働組合の土台は職場班

① 職場班の活動は、基礎組織としての職場意思の決定機関であり、要求づくりの現場とともに実際に職場環境を改善する場でもあります。また、日常の交流の中で、なかまをつくり団結を強める場としての機能を持っています。秋期年末闘争に勝利する第1の条件として、職場のなかまが日常的に労組活動に参加する職場組織を確立します。

- i) 職場班会議を定例化する
- ii) 機関紙・ニュースを読む
- iii) 権利の行使ができていないか点検する
- iv) 学習活動に参加する
- v) 職場のなかまの悩みを知り、解決方法を考える
- vi) 統一行動に参加する

など、労働組合が職場に定着し、労組員が全員参加できるよう努力しあうことが大切です。執行部の援助も得ながら、積極的に職場交渉も行います。

② 職場班を要求づくりの基礎単位とします。1年間の運動の土台とも言うべき職場班を、秋期年末闘争準備に併せて確立します。職場班は、要求づくりの最前線であるとともに労働組合の基礎組織です。職場班になかまが結集することが「全員参加」型の労働組合活動の基本です。

定期的に班会議を持つことや、全員が役割分担をして労働組合の活動に参加できるようにします。班長・職場委員・執行委員は、職場のなかまの状態や意見・要望をしっかりと把握して、執行委員会に反映させます。

③ 要求づくりを進めるにあたって、職場班単位の学習を重視します。なかまの不満や悩み、なかまが置かれている状態を見ながら、学習のテーマを決めます。長時間労働や不払い残業が横行している職場であれば、労働基準法や時間外労働などの権利の学習を行います。全国の経験にも学ぶことが必要です。職場で起こっている様々な問題は、全国のなかまが悩み、たたかいによって克服していることも多く、そうした事例に学ぶことは産別組織の“メリット”とも言えます。

④ 学習と並行して話し合いを進めることが大切です。要求づくりといえば「アンケート」をとって、多数の意見にもとづいて要求を決定するという方法が一般的に行われていますが、話し合いのない「アンケート」のみの意見集約では、なかまの要求が正確に反映されているとは言えません。アンケートの設定や、日常の中で労組員に入ってくる情報などによっても、アンケートの内容は大きく変わってきます。学習や話し合いが要求づくりの基本です。アンケートはそうした要求づくりを補助するものとして活用します。



## (2) 執行委員会の確立と、労組員を活動の中心に据えた取り組みの具体化をはかる

執行委員会を定期的に開催することは、職場と労働者・労働組合員の状態を確認し、労働組合が課題にあった取り組みをするためには欠かせません。最低月1回行う定例の執行委員会では、しっかり時間をとって議論をすることが必要です。そのためには、議題を提案する三役（四役・五役）が十分な議論を行って、問題点を整理しながら執行委員会へ提案を行います。

執行委員が日常活動の先頭に立つことは、職場のなかまが活動に参加することをうながすものです。執行委員の任務として、執行委員会への出席や団体交渉への参加とともに、職場内の日常活動の先頭に立つことが重要です。

## 2、東日本大震災からの復旧・復興＝くらしと仕事、地域の再生にむけた取り組み

別途「東日本大震災・原発事故への対応（仮）」について方針を示しますが、当面、被災地への支援活動の強化と、中央省庁および全中をはじめとする系統中央への要請活動を行います。

## 3、TPP参加反対の大運動にしっかり取り組む

### (1) 秋がTPP参加反対のたたかいの正念場

8月末現在、菅首相の退陣に伴う政権の混乱もあり、TPP参加の時期について明確な表明が行われていません。しかし、対アメリカの外交上の日程や11月に開催されるAPECを目標に、TPP参加にむけて動きが活発になることは明らかです。

TPP参加反対の運動は、これまでの農業関係の運動のどれよりも大きく幅広い共同の輪が広がっています。この秋がたたかいの正念場です。すべての労組員が学習活動を引き続き行うとともに、宣伝や共同の対象を広げてTPP参加反対の声が多数になるよう、運動を進めます。

全農協労連は、学習会の講師を積極的に派遣するとともに、全国食健連や国民春闘共闘など他産業労組や他業種団体などとともに運動を積極的に進めます。

### (2) すべての国民とともに守ろう食の安全・安心、「秋のグリーンウェーブ」行動

TPP参加反対の行動とともに、食の安全・安心、地域経済を守る運動の強化は重要課題です。大震災・原発事故の影響もあり、食料の安全・安定供給の課題はこれまでも増して大きくなっています。

こうした情勢のもとで、これまで以上に農業・食料分野で「構造改革」をおし進めようとする財界との対決や、安心・安全な国産農畜産物を求める国民の期待に添うための行動に、すべての労組員が参加することが大切です。

全ての単組、すべての職場、すべての労組員が「秋のグリーンウェーブ」に結集することを目標にします。地本、単組では、食健連組織などとともに行動の具体化をはかります。

## 4、協同組合の立場で日本農業を守る

### (1) 農協に「協同組合の役割」をしっかり果たさせる

農協が「もうけ優先」の経営に陥ってしまった場合は、「協同組合」として農家の営農とくらしを

守る役割も、国民の食の安全・安心・安定供給を確保する役割も果たすことはできません。

農協に、事業を通して本来の「協同組合」としての役割を果たさせるとともに、農協に働く労働者が「人間らしく」働くことに責任を持てる協同組合組織にすることが、私たち労働組合の役割です。

日本農業がこれまでにない危機を迎えている時に、協同組合として真価を発揮することが必要です。農家のくらしと営農を守り、国民の食の安全・安心を守るという目的を達成するために、しっかり運動していくことが何よりも大切です。農協事業を通して農家の要求を実現していくこととともに、幅広い共同の力で運動を進めるための力を発揮させなければなりません。

## (2) 「事業のあり方」を見直すための協議を進め、積極的な提案（要求）をおこなう

なかまの農協事業に対する要求をきちんと聞きとることが大切です。「ノルマ」に苦しむ労働者の「何とかしてほしい」という切実な願いを解決するためには、「ノルマ」が発生する仕組み、事業のあり方や計画を見直すことが必要です。

事業のあり方を見直す取り組みは、農家との意見交換の場を設けることや、仕事を通じて感じる事業の改善点などを労働組合として議論し、必要な改善点を経営側に提案することが必要です。「協同組合本来の事業」について、農協という事業主体の側だけの目線ではなく、農家組合員と地域住民・国民の視点に立って考えます。農協が農家に「商品」を売って利益をあげることが事業の目的でないことについては、誰もが理解するところです。労働組合が、それぞれの目的にあった事業が行われるようチェック機能を果たします。

## 5、雇用と「働くルール」を守る

### (1) 被災地の雇用確保は最優先課題

東日本大震災・福島第一原発事故の被災地では、多くの労働者が職を失う事態はいまだに続いています。農協・農業関係団体に働く労働者の雇用確保は、労働組合としても最優先で取り組まなければならない課題です。

労働組合が労働者の雇用を守ることは最優先されるべき課題ですが、同時に、農協労働者の雇用を守ることで、困難に立ち向かう被災地の農家組員と住民を励まし、地域のくらしと仕事を再生させる力になるということを重視することが必要です。

産別組織をあげて、こうした被災地における農協労働者の雇用確保の取り組みを支援します。

### (2) 臨時・パート労働者の雇用を守る

全国の農協・農業関係団体に働く臨時・パート労働者（非正規雇用労働者）の雇用を守る取り組みを強化します。秋期年末闘争時にこうした臨時・パート労働者との懇談の場を設け、賃金や労働条件などを中心に話し合いを進めます。「くらしの実態・要求アンケート（臨時・パート版）」などを活用することも大切です。

労働組合への加入を積極的に進め、雇用問題が発生する前の対策を十分にとることが必要です。

### (3) 長時間労働を規制する取り組みの徹底

震災を口実とした働くルールの改悪を許さないたたかいが必要です。震災・節電を口実とした

「働かせ方」の変化は、違法行為をともなった働くルールの改悪行為であることが多いといえます。

今夏、行政をはじめ企業でも、節電対策にと「サマータイム制」や勤務時間の分散化対策を講じるところが増えました。ところが、現実にはこうした対策が節電とはほど遠い、労働者に新たな負担を求める対策になっていることが、現場の労働者によって明らかにされています。

毎日の生活時間の変更は、幼児や要介護者のいる家庭には、精神的にも経済的にも大きな負担をかけます。また、早朝出勤などの勤務時間の変更は、あらたな長時間労働と不払い残業を増やしていることも指摘されています。

運動方針に掲げた「長時間労働を規制する三つの取り組み（①残業代の請求②「36協定」の上限規制③人員増の要求）」を徹底するとともに、こうした新たな働くルールの破壊に対しても取り組みを強化します。

#### （４）差別やハラスメントのない職場をつくる

労働組合はもちろん、職場のすべての労働者が差別のない職場をつくることを確認しあうことが必要です。労働者どうしの差別・競争が、賃金をはじめとする労働条件の向上を妨げるものとなっていることに目を向けます。

性的嫌がらせやパワーハラスメントの根底には、労働基準法違反や男女差別など「働くルール」が確立されていないことがあり、労働組合がチェック機能を果たすことが何よりも大切です。職場の状況をきちんとつかむためには、労働組合の中に差別やハラスメントを監視し、違反があれば是正する体制をつくる必要があります。労働組合員からの訴えを扱う機関を労働組合の中にもつくります。

#### （５）労使対等の原則にもとづく労使関係を確立する

労働条件を労使が対等に協議し決定するという当たり前の関係を、いまだに確立できていない単組も見受けられます。秋期年末闘争を機会に、要求書を提出し、団体交渉で協議を行い、労使合意のもとに要求を実現するという仕組みを確立します。

経営側からの提案であっても、労働組合の考え方（要求）を示し、団体交渉で決着することが大切です。経営側が一方的に労働条件を変えることなどあってはならないことです。

#### （６）公務員賃金の引き下げに反対するたたかいと連帯し、時給1千円以上の最低賃金実現を

東日本大震災の「復興」を口実にした国家公務員賃金の削減に反対するたたかいとともに、9月下旬に延期された人事院勧告の「引き下げ勧告」を絶対に許さないたたかいに連帯して、ともにたたかいます。公務員賃金の削減は、民間賃金の引き下げと連動して行われます。意図的な「公務員攻撃」に惑わされず、労働者どうしがしっかり連帯して、賃金引き下げの攻撃に立ち向かうことが必要です。

被災地の住民がくらしと仕事を取り戻すためには、生計費原則にもとづく賃金・所得を補償することが大切です。自治体が臨時に雇用する際の日当など、こうした原則を無視した低い賃金であることも指摘されていますが、国・自治体が責任を持って、くらしが成り立つ賃金を支払うなどの対策をとることを求めます。

地域や他産業労働者との共同・連帯の取り組みは、TPP参加反対のたたかいなどとともに、

こうした共通した課題のたたかいのためにも積極的に進めることが大切です。

## 6、年末一時金のたたかいを強化し、くらしと日本経済を立て直す出発点にする

### (1) 農協労働者のくらしを立て直す年末一時金のたたかいに全力をあげる

年末一時金獲得のたたかいは、秋期年末闘争の中でも中心的なたたかいとなります。社会的な賃金水準から遅れた農協労働者の賃金実態からみれば、年末一時金は、生活を維持するための賃金補填として重要です。

闘争の山場を事前に設定して、なかまの切実な声を経営側に届け、全員の力でたたかいます。

### (2) 内需拡大で日本経済を立て直す

落ち込んでいる日本経済を立て直すには、外需頼みの経済政策をやめ、内需の拡大をめざすこと以外にはありません。東日本大震災を口実にした年末一時金の削減を許しません。

### (3) 「支払い能力論」を克服してたたかう

東日本大震災や原発事故の直接被害を受けている職場はもちろん、原発事故の風評被害に苦しむ農協の経営は決して楽観できるものでないことは明らかです。そうした状況に、労働組合は「要求しても無駄なのでは」「こんな困難な時に要求できない」と要求書の提出を見送ることが懸念されます。

同様に、大雨、台風被害などの天災や、恒常的な農協経営の悪化が労働者のたたかう気持ちを萎えさせてしまうことがこれまでの例からも、この秋期年末闘争でも予想されます。

経営側からの「困難さ」の押し付けや「支払い能力論」を跳ね返し、労働者のくらしが成り立つ一時金を獲得するためには、なかまのくらしを守る切実な要求を正面から経営側にぶつけることが大切です。同時に、困難に直面している農家組合員や住民を励まし、ともに苦難を乗り越えていくためにも、農協労働者のくらしの安定は欠かすことができないことに、私たち自身が確信を持つことが大切です。

## 7、労働組合の力を強く大きくしながら要求を実現する

「組織拡大5カ年計画」4年次の行動に全ての単組、職場で取り組みます。詳細は「組織拡大5カ年計画4年次行動計画」によります。

## IV たたかいの日程と体制

### 1、たたかいの日程

#### (1) たたかいの準備

職場集会や学習会、アンケート活動などに取り組みながら要求づくりを進めます。要求づくりは、職場、職種、男女、年齢別などの話し合い（網の目話し合い）を持ち、様々な角度からなか

まの要求を掘り起こします。

地本・単組では秋期年末闘争討論集会などを開催し、学習やたたかいへの意思統一をはかります。

## (2) 統一行動

### ① 統一要求日と回答指定日

- ・統一要求日 11月 8日 (火)
- ・回答指定日 11月15日 (火)

### ② 産業別統一行動日

- ・第1波統一行動日 11月16日 (水) 一斉職場集会・全体集会
- ・第2波統一行動日 11月25日 (金) ストライキを含む戦術・行動配置
- ・第3波統一行動日 (ゾーン) 11月28日 (月)～12月2日 (金)

なお、要求日(8日)以降「プレート」「腕章」等を着用し、15日の回答指定日には団体交渉を設定し、職場では職場集会や労組員待機などの行動を配置して回答引き出しをはかります。

## (3) 秋の産別中央行動

11月11日(金)を「秋の産別中央行動」とし、すべての単組から行動に参加します。

秋の産別中央行動は、「要求」を実現するための行動として、全中、全農、全共連、農林中金(JAバンク)に要請行動を行います。要請の内容、行動の詳細については別途計画(9月開催の第678回中央執行委員会で決定)します。

## 2、たたかいの体制づくり

### (1) 要求づくりの段階から闘争スケジュールを確立してたたかう

単組・分会執行部は、要求づくりのための職場集会や話し合いを設定しますが、闘争方針とともに闘争スケジュールを明らかにして、なかまの結集を呼び掛けることが大切です。

回答指定日にきちんと回答を出させるための仕掛け、団体交渉と職場集会を重ねながら、最大の山場となる時期(11月下旬)には、最大の行動を配置するなどのスケジュールを事前に労組員に示し、結集を呼び掛けることが大切です。

### (2) 団体交渉と戦術・行動の配置

「一歩も後に引かずたたかう」とことと闘争が長期化することとは比例するものではありません。団体交渉を繰り返し行い、なかまの切実な声を経営側に伝えることは何よりも大切ですが、なかまが団結している姿を経営側に伝え、その団結を背景に交渉を進めることが何よりも大切です。

ストライキの配置も時には必要です。全労組員が「プレート」を着用する、一斉職場集会を開催するなど、誰もができる戦術を執行部は提起し、全労組員の意思統一をはかります。

### (3) 闘争の財政

なかまの要求を実現するためには戦術をしっかり配置してたたかいますが、賃金カットや支払いの延期にともなう生活保障のための資金調達が必要となります。単組では、こうした資金調達のために、臨時組合費を徴収し闘争財政を確立することも検討します。全農協労連では、たたかっている単組からの要請に応じ、必要な闘争資金を貸し出して支援します。なかまの要求を実現するためにも、こうした闘争財政を活用して積極的にたたかいます。

#### (4) 情宣活動

単組・分会では「闘争速報」や「団交情報」などを積極的に発行し、一人ひとりの労組員にたたかいの状況がきちんと伝わるようにします。

全農協労連本部では闘争書記局を中心に情報収集に努め、「闘争速報」の発行とともに、ホームページなどによってもたたかいの状況を知らせ、単組のたたかいを支援します。